



# 道路整備の取り組み

世田谷区では、戦後から昭和40年代にかけて急激に人口が増加し、都市基盤が未整備のまま市街化が進んだために、交通渋滞や消防活動の困難な区域が発生するなど、様々な問題が生じています。

このような問題を解消し、円滑な道路・交通ネットワークや安全な歩行空間の形成、地区の防災性の向上などにつながる道路整備をすすめるため、区では平成2年に『世田谷区道路整備方針』、平成8年には『地先道路整備方針』を策定し、計画的な道づくりに取り組んできました。

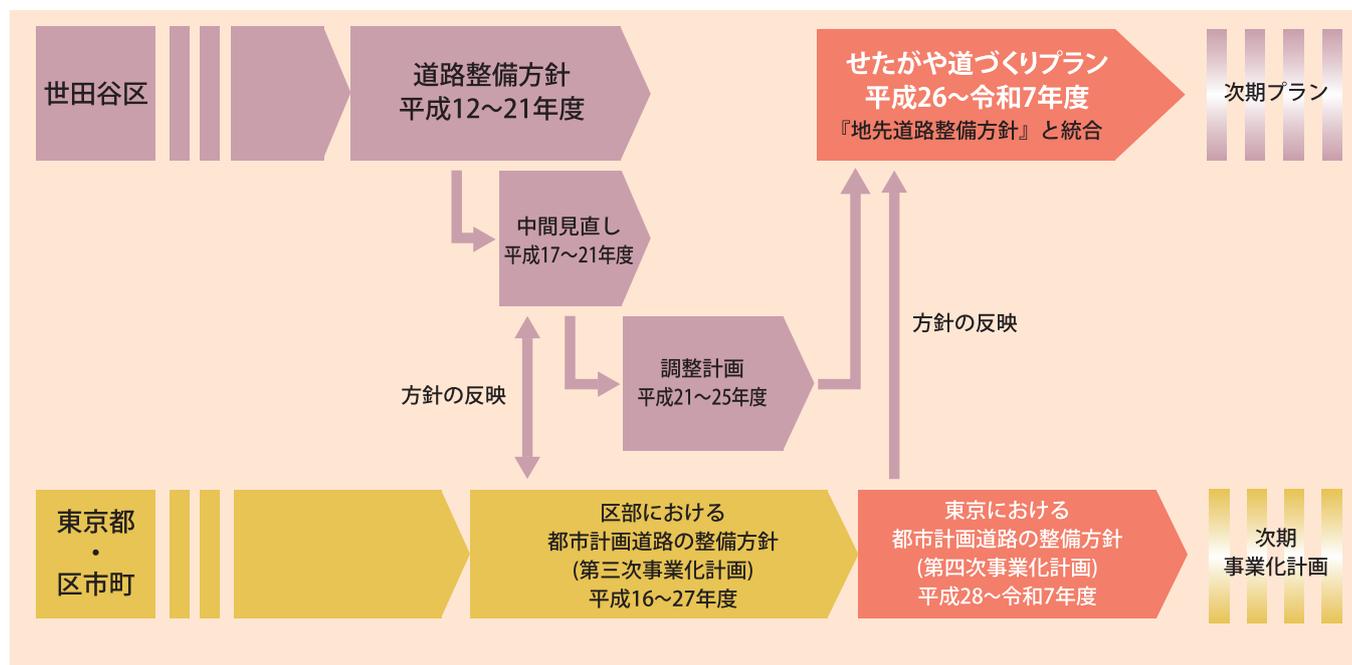
平成26年3月、『道路整備方針』と『地先道路整備方針』を統合し、道路の新設・拡幅整備に関する総合的な方針となる『せたがや道づくりプラン』を策定しました。区は、このプランに基づいて道路の整備を進めています。



道路ネットワークの構成イメージ

分類	役割
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>環七通り、環八通り、甲州街道など、都市の骨格を形成する道路です。</li> <li>都県をまたいだ移動など、比較的長距離の交通を担い、大量の自動車交通を処理することを目的としています。</li> </ul>
地区幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>世田谷通り、駒沢通り、淡島通りなど、幹線道路を補完して地区の骨格を形成する道路です。</li> <li>隣接する区や市へまたがった移動など、比較的中距離の移動に使われることを目的とし、整備や管理は東京都と区で分担して行います。</li> </ul>
主要生活道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤堤通り、城山通り、希望丘通りなど地区幹線道路を補完して、幹線道路と地区幹線道路で囲まれた区域の交通を処理する役割を持っています。</li> <li>『せたがや道づくりプラン』により位置付けた道路で、幅員は10～13m程度です。</li> <li>なお、『世田谷区画街路』として都市計画道路に定めた路線もあります。</li> </ul>
地先道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>各戸に面する道路で、日常生活の中で利用する最も基本となる道路です。</li> <li>歩行者と自動車の共存が最低限確保される幅員4m以上の道路や、消防車両の通行及び消防活動が可能で歩行者の安全性が高まる幅員6～8m程度の道路があります。</li> </ul>
駅前交通広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通結節点として、鉄道とバスなどの乗り継ぎの利便性向上や、駅前における安全かつ円滑な交通の確保などを目的に設置される広場で、防災機能の強化、都市の顔としてのシンボル性や環境・景観などの向上、街の活性化などの効果もあります。</li> </ul>

## 世田谷区と東京都における道路整備に関する計画の策定スケジュール



※せたがや道づくりプランは計画期間を2年延伸し、令和7年度までとなりました。



# 都市計画道路と主要生活道路

世田谷区の都市計画道路と主要生活道路について、法的な位置付けや事業の内容などを説明いたします。



都市計画道路

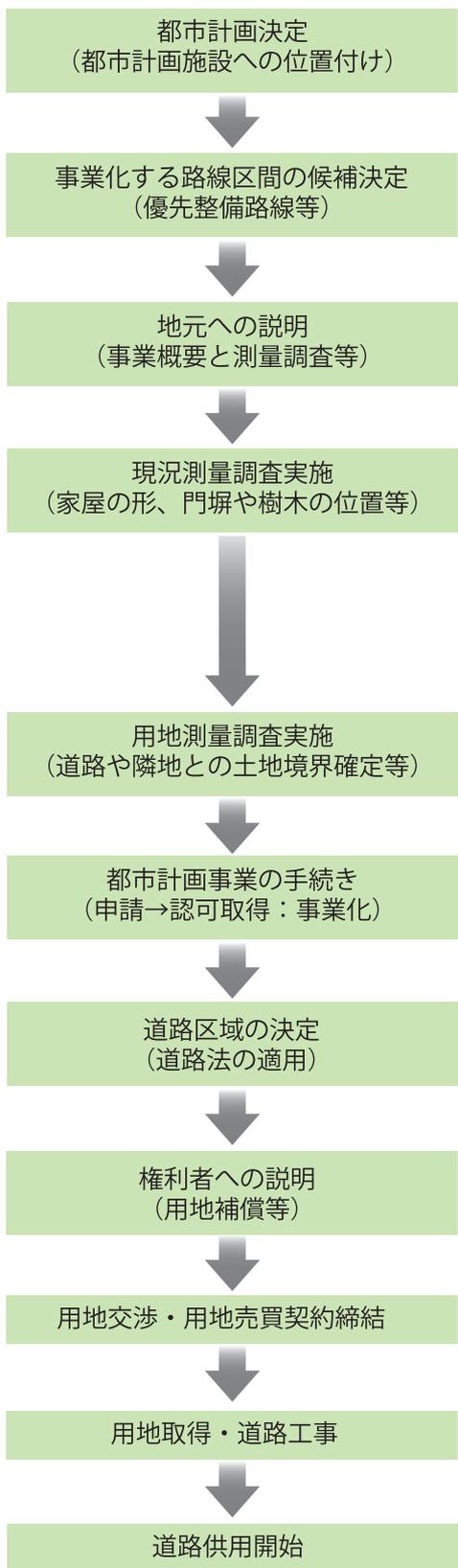


主要生活道路

<p><b>計画の位置付け</b></p>	<p>都市計画法に基づき『都市計画施設』として、道路幅員、道路線形などを都市計画決定しています。</p> <p>例 『放〇〇』『環〇〇』『補〇〇〇』『世区街〇〇』『東鉄〇〇付〇〇』</p>	<p>事業化前の主要生活道路については、区の道路整備方針（せたがや道づくりプラン）において概ねの起終点と経由地を図示しています。</p> <p>事業をすすめる過程において、道路幅員や道路線形を決定し、道路法上の道路として位置付けます。詳しくは『道路新設・拡幅整備のすすめ方』の頁をご参照ください。</p> <p>例 『主〇〇〇』</p>
<p><b>道路計画線</b></p>	<p>都市計画決定した道路線形については、縮尺1:2,500の図面を区役所窓口で閲覧できます。詳細な線形については路線ごとに担当する所管が異なりますので、『よくあるご質問』の頁をご参照ください。</p> <p>都市計画課 ☎ 6432-7148    <b>FAX</b> 6432-7982 道路計画課 ☎ 6432-7935    <b>FAX</b> 6432-7991</p>	<p>事業化前の道路線形は、原則として決まっていますが、一部の路線(主130、主203)ではご案内が可能です。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p> <p>道路計画課 ☎ 6432-7935    <b>FAX</b> 6432-7991</p>
<p><b>建築制限</b></p>	<p>都市計画法第53条に基づき『許可』が必要です。許可の基準は同法第54条に定められていますが、『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）』に示した『新たな建築制限の基準』により、制限の緩和措置があります。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p> <p>建築審査課 ☎ 6432-7166    <b>FAX</b> 6432-7985 管轄する総合支所街づくり課 (世田谷) ☎ 5432-2460 ( 砧 ) ☎ 3482-2594 (北 沢) ☎ 5478-8076 ( 烏山 ) ☎ 3326-9618 (玉 川) ☎ 3702-4513</p>	<p>事業化前の主要生活道路は、<u>原則として建築行為等に関する制限はありません</u>。ただし、路線により地区計画や地区街づくり計画などによる制限が発生する場合があります。</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p> <p>管轄する総合支所街づくり課 (世田谷) ☎ 5432-2460    <b>FAX</b> 5432-3055 (北 沢) ☎ 5478-8076    <b>FAX</b> 5478-8019 (玉 川) ☎ 3702-4513    <b>FAX</b> 3702-0942 ( 砧 ) ☎ 3482-2594    <b>FAX</b> 3482-1471 ( 烏 山 ) ☎ 3326-9618    <b>FAX</b> 3326-6159</p>
<p><b>優先整備路線</b></p>	<p>『第四次事業化計画』優先整備路線</p> <p>東京都と区市町で策定した『東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）』において、令和7年度までで優先的に整備すべき路線として位置付けられ、都と区の施行分担も定められています。</p> <p>『せたがや道づくりプラン』優先整備路線 平成26年度から令和7年度の期間に、世田谷区が事業化を目指す路線です。</p>	
<p><b>事業決定</b></p>	<p>都市計画法に基づき『事業認可』を取得し（事業決定）、道路法によって道路区域を決定します。このことによって、土地の売買や建築行為に一定の制限がかかります。</p>	<p>主要生活道路事業の実施を決定し（事業決定）、道路法によって道路区域を決定します。このことによって、建築行為に一定の制限がかかります。</p>

# 道路新設・拡幅整備のすすめ方

## 都市計画道路



事業決定の優先順位を明確にし、計画規模や実施時期を検討します。

計画道路沿道の方や権利をお持ちの方などに事業の内容を説明し、ご理解をいただくとともに、現況測量の作業内容を説明します。

道路計画図の作成や、道路の概略を設計するために必要となる現況測量図を作成します。

計画道路沿道で権利をお持ちの方に道路計画線や事業スケジュールを説明し、ご理解をいただくとともに、用地測量の作業内容を説明します。

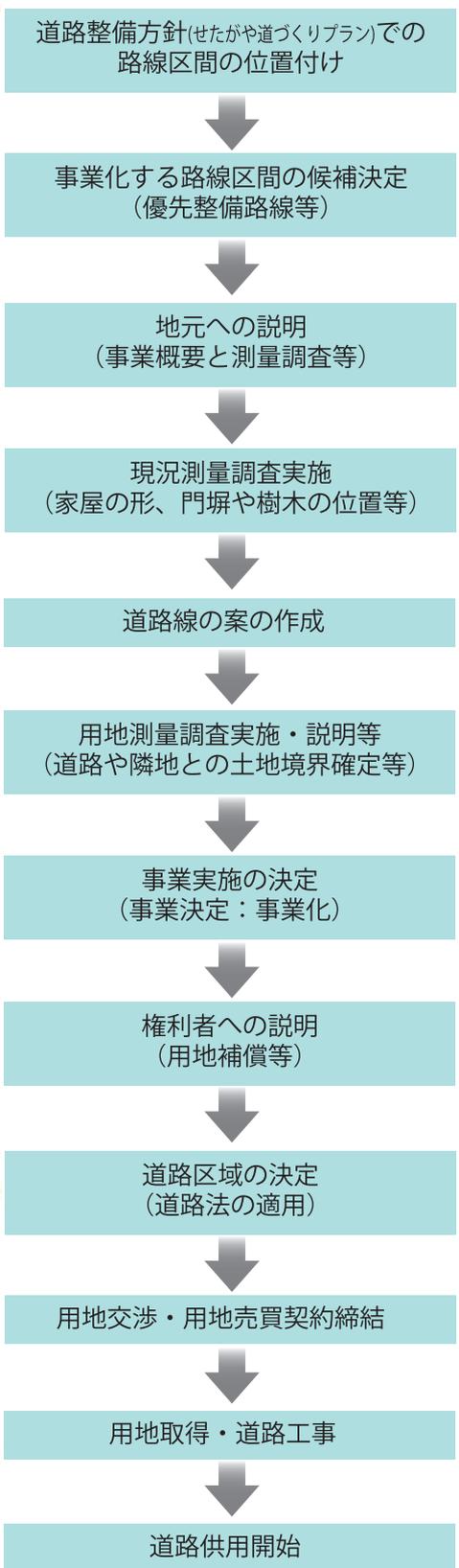
区へお譲りいただく土地面積の確定と、分筆登記のための準備作業です。境界の立会いをお願いします。

用地買収の対象者（アパートなどにお住まいの方も含みます）に、用地取得や建物補償などに関する評価の考え方を説明します。

用地買収の対象者と、用地取得、家屋移転などについて、個別に話し合いを行います。

ある程度まとまって用地を取得できた箇所から、道路の工事を行います。沿道の方にご迷惑の掛からないよう、細心の注意を払います。

## 主要生活道路



※上記のプロセスは、世田谷区における一般的な道路事業のすすめ方です。路線や区間により異なる場合があります。個々の路線の具体的なプロセスについては、お問い合わせください。